

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 平成 29 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 14 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	追録加除整理一覧表の次
第 3 部	76-1 から 76-2 まで	1	76-1 から 76-2 まで	1	P 7 6 の次
第 4 部	79-27 から 79-28 まで	1	79-27 から 79-28 まで	1	P 79-26 の次
第 5 部	8 0 から まで	1	8 0 から まで	1	第 5 部見出しの次
	8 7 から 8 8 まで	1	8 7 から 8 8 まで	1	P 8 6 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共柵設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 融雪下水の取扱	78-1
12. 靴洗い場排水の取扱	79
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱	79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

第5部 申請書等の様式と記入例

目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真（1）	90
別紙 10-2 工事写真（2）	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 排水設備検査済書	94
別紙 14 取り止め届	95
別紙 15 公共柵設置申請書	96
別紙 16 行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	97

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、おおむね次のとおりである。

市道 14日 国道 14日

道道 30日 警察 5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 施設管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係	函館市消防本部	
建物消火設備	予 防 課	22-2144
団地内消火栓	警 防 課	22-2146

罰則	函館市下水道条例	第19条	<p>(1) 第3条の規定による確認を受けないうで排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしなければ虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	------	--	----------

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表 2

違反項目	関係法令	違反内容	措置	内容	容
責任技術者の職務義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。	排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。	文書警告または口頭注意
		第17条第3項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。	
		第17条第4項	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。		
		第18条第1項第2号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。		登録の取消し
		第18条第1項第3号	成年被後見人もしくは破保佐人または破産者で復権を得ない者であるとき。		
		第19条第1項	登録の更新について申請しないとき。		登録の取消し
		第21条第2項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。		文書警告または口頭注意
		第21条第3項	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。		
		第23条第1項第1号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適当な行為をしたとき。		登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくは文書警告
		第23条第1項第2号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。		
		第23条第1項第3号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。		
		第23条第1項第4号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。		
		第23条第1項第5号	条例および規程等の規定に違反したとき。		

第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	8 8
別紙 9	排水設備工事検査表	8 9
別紙 10-1	工事写真（1）	9 0
別紙 10-2	工事写真（2）	9 1
別紙 11	委任状	9 2
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13	排水設備検査済書	9 4
別紙 14	取り止め届	9 5
別紙 15	公共柵設置申請書	9 6
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 7
別紙 17	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	9 8
別紙 18	閲覧申込書	9 9

別記第3号様式(第3条関係)

別紙 7

排水設備工事完成届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。
(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

住所
届出者 氏名 印 ②

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 (住所 湯殿 手洗 水洗便所 その他)
排水設備の 使用者 氏 (名称)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 ③
工事施行者 氏 (名称)	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 電話
計画確認年月日	平成 年 月 日
工事着手年月日	平成 年 月 日
工事完成年月日	平成 年 月 日 ④

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

届 出 者

氏 名

印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類別を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したので届け出ます。

使用場所	函館市	町 丁目	(番地) 番	号	
排水の種類別	水道	水	家庭用	事業用 (業種)	③
	温	泉	家庭用	事業用 (業種)	
	井	戸	家庭用	事業用 (業種)	
	(其他)	()	家庭用	事業用 (業種)	
居住人数	人				④
使用の開始（休止・廃止・再開・変更）年月日	年 月 日				⑤